

## 香川県条例第24号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)</p> <p>第36条 <u>市町長</u>は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によって記載した文書により、当該年度の6月30日までに、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人の県民税及び個人の市町民税の均等割並びに森林環境税の課税額の総額</u></p> <p>(3) <u>個人の県民税及び個人の市町民税の所得割の課税額の総額</u></p> <p>(4) <u>個人の県民税の課税額、個人の市町民税の課税額及び森林環境税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</u></p> <p>2 <u>市町長</u>は、前項各号に掲げる事項に関し、当該年度の3月31日現在における状況を、規則で定める様式によって記載した文書により、当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>市町長</u>は、個人の県民税の滞納状況に関し、当該年度の翌年度の5月31日現在における状況について、次に掲げる事項を規則で定める様式によって記載した文書により、当該年度の翌年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 滞納の件数及びこれに係る税額の合計額</p> <p>(2) 徴収猶予の件数及びこれに係る税額の合計額</p> <p>(3) 換価の猶予の件数及びこれに係る税額の合計額</p> <p>(4) 滞納処分の実行の停止の件数及びこれに係る税額の合計額</p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p> <p>第48条 <u>市町長</u>は、法第73条の18第4項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、規則で定める様式によって、その不動産の固定資産課税台帳</p>	<p>(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)</p> <p>第36条 <u>市町村長</u>は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によって記載した文書により、当該年度の6月30日までに、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 個人の県民税の納税義務者数</p> <p>(2) 県民税及び<u>市町村民税</u>の均等割の課税額の総額</p> <p>(3) 県民税及び<u>市町村民税</u>の所得割の課税額の総額</p> <p>(4) 個人の県民税の課税額と<u>個人の市町村民税</u>の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</p> <p>2 <u>市町村長</u>は、前項各号に掲げる事項に関し、当該年度の3月31日現在における状況を、規則で定める様式によって記載した文書により、当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>市町村長</u>は、個人の県民税の滞納状況に関し、当該年度の翌年度の5月31日現在における状況について、次に掲げる事項を規則で定める様式によって記載した文書により、当該年度の翌年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 滞納の件数及びこれにかか<u>る</u>税額の合計額</p> <p>(2) 徴収猶予の件数及びこれにかか<u>る</u>税額の合計額</p> <p>(3) 換価の猶予の件数及びこれにかか<u>る</u>税額の合計額</p> <p>(4) 滞納処分の実行の停止の件数及びこれにかか<u>る</u>税額の合計額</p> <p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p> <p>第48条 <u>市町村長</u>は、法第73条の18第4項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、規則で定める様式によって、その不動産の固定資産課税台帳</p>

に登録された価格、固定資産課税台帳登録後においてその不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情による変化並びにその他その不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(ゴルフ場利用税に関する罪)

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第66条の規定に違反したとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

#### 附 則

(中小法人等に対する不均一課税)

23 略

24 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、当該事業年度の終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第2項（同法第144条の4第2項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、法第53条第1項に規定する6月経過日の前日）の現況によるものとする。

帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後においてその不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情による変化並びにその他その不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(ゴルフ場利用税に関する罪)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第66条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

#### 附 則

(中小法人等に対する不均一課税)

23 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第24条第1項第4号の2に掲げる者若しくは第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税割額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

24 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、当該事業年度の終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第2項（同法第144条の4第2項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、その事業年度の開始の日から6月の期間の末日）の現況によるものとする。

27 前項及び次項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

28 法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第23項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

27 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

28 法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第23項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「5.00万円」とする。

#### 附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 改正後の第36条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。